

監査結果公表第4号

公の施設の指定管理者監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和 4年 3月11日

| | | |
|----------|----|----|
| 四日市市監査委員 | 加藤 | 光 |
| 同 | 廣田 | 正文 |
| 同 | 荒木 | 美幸 |
| 同 | 谷口 | 周司 |

目 次

1. 株式会社翔和 1
 (四日市市北部墓地公園、環境部 生活環境課)

2. 社会福祉法人徳寿会 7
 (四日市市楠ふれあいセンター、市民文化部 市民生活課)

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 株式会社翔和
環境部生活環境課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 事前調査期間 令和 3年12月 8日から令和 4年 1月19日まで
- 4 監査期間 令和 4年 1月20日
- 5 監査対象年度 令和2年度
- 6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 7 監査の主な実施内容 四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。公の施設の指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか、また、所管所属に対しては、公の施設の指定管理者への指導監督が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

| | |
|-------|--------------------|
| 名 称 | 株式会社翔和 |
| 代 表 者 | 代表取締役 小林 富太郎 |
| 住 所 | 愛知県春日井市八事町2丁目135番地 |

2 指定管理の内容

| | | |
|--------------------------------|---------------------|---------------|
| 施 設 名 | 四日市市北部墓地公園 | |
| 所 在 地 | 四日市市大矢知町字大沢1981番地25 | 設置年月：昭和56年12月 |
| 指 定 期 間 | 平成31年4月1日～令和6年3月31日 | |
| 指 定 管 理 料 | 14,659,000円（令和2年度） | |
| 指 定 管 理 に 係る収支状況 (令和2年度) | 収 入 | 14,659,000円 |
| | 支 出 | 15,110,740円 |
| | 収 支 | △451,740円 |

| | | | |
|---------|----------------------|------|-------------|
| 利 用 実 績 | 処理件数（墓地使用許可ほか8業務の合計） | | |
| | 平成30年度 | 554件 | |
| | 令和元年度 | 622件 | （前年度比 68件増） |
| | 令和2年度 | 533件 | （前年度比 89件減） |

3 指定管理の業務範囲

- ア 使用の許可、使用許可の取消し、原状回復及び返還等に関すること。
- イ 墓地管理料の徴収に関すること。
- ウ 使用权の承継許可、消滅等に関すること。
- エ 墓地公園の維持及び修繕に関すること。
- オ その他、墓地公園の運営に関すること。

4 収支状況

単位：円

| 項 目 | 実施計画 (a) | 実績額 (b) | 比較増減 (b) - (a) |
|--------|------------|------------|----------------|
| 指定管理料 | 14,659,000 | 14,659,000 | 0 |
| 収入 計 | 14,659,000 | 14,659,000 | 0 |
| 人件費 | 8,225,000 | 8,178,037 | △46,963 |
| 消耗品費 | 427,000 | 466,279 | 39,279 |
| 燃料費 | 65,000 | 54,575 | △10,425 |
| 印刷製本費 | 65,000 | 44,484 | △20,516 |
| 光熱水費 | 1,100,000 | 1,227,474 | 127,474 |
| 修繕料 | 550,000 | 569,904 | 19,904 |
| 器具等修繕費 | 10,000 | 175,838 | 165,838 |
| 通信運搬費 | 550,000 | 461,855 | △88,145 |
| 広告料 | 20,000 | 20,000 | 0 |
| 手数料 | 769,000 | 1,068,836 | 299,836 |
| 保険料 | 210,000 | 178,050 | △31,950 |
| 委託料 | 780,000 | 877,500 | 97,500 |
| 賃借料 | 1,458,000 | 1,457,908 | △92 |
| その他 | 30,000 | 30,000 | 0 |
| 一般管理費 | 400,000 | 300,000 | △100,000 |
| 支出 計 | 14,659,000 | 15,110,740 | 451,740 |
| 収 支 | 0 | △451,740 | △451,740 |

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

●指定管理者【株式会社翔和】

- (1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク
- (2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手続に基づいて行われないリスク
- (3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

●所管所属【環境部生活環境課】

- (1) 指定管理者の指定におけるリスク
- (2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク
- (3) 指定管理料の算定及び支出の手続におけるリスク

2 3 E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査の結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

【株式会社翔和】

(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

◆施設が、関係法令、条例等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されず、安全性が不十分となっていないか。具体的には、使用者の安全や施設の景観を損なうような状況が発生していないかを適宜確認し、何かあればすみやかに対処されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 維持管理担当の職員は、基本的に現地施設に常駐して状況を確認したり維持管理のための作業を行ったりしており、必要な情報は事務所とも共有している。協定書等で定められた義務の履行についても、利用者の快適性向上のため、枯花等処分清掃や除草作業など、仕様書で定められた実施頻度以上に取り組んでいる。なお、業務の履行状況について、所管所属の実査やヒアリングにより確認を受けている。しかし、協定書等の規定について、指定管理業務の範囲についての整理が不十分な部分がみられた。

意見

- ① 仮設トイレの入口が土のところもあればコンクリートのところもあるが、利用者には高齢者も多いので、つまづくことのないように目配りをする。

② 木々が多い環境は好ましいが、倒れて危険が生じることのないように適切に管理すること。松枯れしてきているものもみられるので、早めに対処すること。

③ 西端にある駐車場において、目の届きにくい場所がある。砂利と車止めは整備されたとのことであるが、引き続き、駐車場等での事故防止について注意喚起を行うとともに、加工が必要となる場合は所管所属とも協議してすみやかに対応すること。

また、24時間、誰でも施設に入ることができるので、事故だけでなく違法行為を防ぐためにも防犯カメラの設置などを検討すること。

(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手続に基づいて行われ ないリスク

◆施設の使用許可、利用に係る料金の収納や減免、還付等の手続が適正に行われているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 施設の使用許可、利用に係る料金の収納や還付等について、四日市市北部墓地公園条例施行規則の規定に基づき適正な事務処理を行っている。なお、利用に係る料金の収納について指定管理者に委託することの告示及び公表も所管所属にて適切に行った。

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われ ないリスク

◆施設の管理に係る収支会計処理は、証拠書類を整えた上で適切に行われているか。指定管理業務に関する会計が、指定管理者の団体としての業務に関する会計とまとめて会計管理されたり、指定管理料が団体としての業務の経費と混同されたりしていないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 施設管理業務を行う事務所は四日市市内に設置されており、施設管理業務に係る収支と、団体としての業務に関する収支は明確に分けられている。所管所属による内容の確認を受けている。

【環境部生活環境課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

◆ア 指定管理者の指定において、法、条例等に基づいた、適正・公正な指定が行われず、偏った視点で指定されたり、当該施設の目的やコンセプトに沿った管理運営を行うにあたり不適当な団体が指定されたりするリスクはないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 指定管理者の指定の手続、指定管理業務の範囲等が条例に規定されており、これに基づき平成30年度に公募を行ったところ、応募は当該団体のみであった。指定管理者選定委員会のヒアリング、審査の結果、当該団体が適正に指定管理者に選定され、議会の議決を経て指定されている。

◆イ 応募にあたっての参入障壁がなく、公平に機会が与えられているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 指定管理者の募集に際して、市としては、行財政改革課作成のモデル募集要項記載の基本的な条件を満たすことを求めているのみであり、特別な条件を付すことなく広く公募していることから、公平に機会を与えられていると考える。（応募団体1者）

（2）指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

◆指定管理者への指導監督は適正に行われているか。モニタリング評価は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 指定管理者から、月次報告書、年次報告書等を受理し、ヒアリングや協議も行ったり、適宜施設を訪問したりして、適切に業務の履行確認を行っている。月次報告書については、一部記載漏れがみられた。

モニタリング評価は、マニュアル及び実施手順書に基づき適切に行っている。

（3）指定管理料の算定及び支出の手続におけるリスク

◆指定管理料は、年度協定書、仕様書等に定める指定管理業務内容を実施する上で適正な金額を見積もって算定されているか。指定管理料の支出の手続は、年度協定書、仕様書等に規定されたとおり行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 指定管理料は、実績金額をもとに、必要な指定管理業務内容に見合うように算定している。

指定管理料の支出の際は、年度協定書、仕様書等で定めた手続をとっている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【株式会社翔和】

意見

① 研修について【住民福祉の向上の視点、有効性の視点】

ア ホスピタリティあふれる接客を引き続き心がけるとともに、車いすの扱い、聴覚・視覚障害者等へのユニバーサル接客についての研修にも力を入れること。

イ 研修の報告書について、研修内容だけでなく、研修を実施したことでどのような効果や受講者の反応が得られたか、そこから見てとれる課題はどのようなものかなどの所感も記載し、研修の有効性を一層高めること。

- ② 無縁墓の問題について【経済性の視点、住民福祉の向上の視点】
現時点では、当該施設では無縁墓に関する問題はさほどみられないとのことであるが、全国的に問題となってきている。そういった状況に陥ることのないよう、墓地の管理状況、墓地管理料の振込み状況などに引き続き注意を払い、所管所属とも情報共有を図ること。
- ③ 手続きの利便性について【住民福祉の向上の視点】
書類の提出などの手続きは基本的に、施設から離れた事務所窓口で行わなければならないので、これらの手続きをWeb上で行えるようにするなど、利用者の目線に立って利便性の向上を検討すること。
- ④ 事務所の連絡先の掲示について【住民福祉の向上の視点】
施設には、従業員が常駐している場所はないので、施設の敷地内に事務所の連絡先を掲示することで、緊急時などの事務所への問い合わせがすぐに行えるようにすること。
- ⑤ 墓地返還について【経済性の視点】
墓地返還後の利用者による原状復帰が滞って対応に苦慮することはないとのことであるが、引き続き、そういった問題が生じないか注視していくこと。

【環境部生活環境課】

指 摘

指定管理の範囲について【合規性の視点】

指定管理に関する協定書及び仕様書について、業務の対象範囲や業務内容が、誰が見ても明確にわかるものになっていないのではないかと指摘。仕様の内容が曖昧であると指定管理料の積算の精度にも関わるので、はっきりとわかるように整理しておくこと。

【株式会社翔和・環境部生活環境課】

意 見

① 墓地管理料の振込みについて【経済性の視点、住民福祉の向上の視点】

ア 墓地管理料の振込手数料は指定管理者の負担とすると取り決められているが、見直すべき点はないかさらに時間をかけて協議すること。収支の赤字が発生しており、その積み重ねによって指定管理者の負担が大きくなりすぎることは問題である。

イ 振込手数料の安価な、ATMでの振り込みを勧奨しているが、利用できる金融機関がゆうちょ銀行のみであり、利用者に選択肢がない。さらに、近年、ATMを利用する機会は減少傾向にある上、現金を引き出して支払う必要があるなどというのは利便性に欠ける。コストとの兼ね合いも考慮しつつ、コンビニでの支払いや、クレジットカードなどのキャッシュレスでの支払いに対応することも検討すること。

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 社会福祉法人徳寿会
市民文化部市民生活課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 事前調査期間 令和 3年12月10日から令和 4年 1月19日まで
- 4 監査期間 令和 4年 1月20日
- 5 監査対象年度 令和2年度
- 6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 7 監査の主な実施内容 四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。公の施設の指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか、また、所管所属に対しては、公の施設の指定管理者への指導監督が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

| | |
|-------|------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人徳寿会 |
| 代 表 者 | 理事長 伊藤 雄幸 |
| 住 所 | 四日市市天カ須賀四丁目7番25号 |

2 指定管理の内容

| | | |
|-------------------------------|---------------------|--------------|
| 施 設 名 | 四日市市楠ふれあいセンター | |
| 所 在 地 | 四日市市楠町北五味塚1452番地1 | 設置年月：平成18年4月 |
| 指 定 期 間 | 平成31年4月1日～令和6年3月31日 | |
| 指 定 管 理 料 | 17,098,913円（令和2年度） | |
| 指 定 管 理 に 係 る 収 支 状 況 (令和2年度) | 収 入 | 19,362,251円 |
| | 支 出 | 18,447,794円 |
| | 収 支 | 914,457円 |

| | | | |
|---------|--------|---------------------------------------|-----------------|
| 利 用 実 績 | 年間利用者数 | ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業の中止や閉館あり。 | |
| | 平成30年度 | 64,530人 | |
| | 令和元年度 | 61,048人 | (前年度比 3,482人減) |
| | 令和2年度 | 30,385人 | (前年度比 30,663人減) |

3 指定管理の業務範囲

- ア 使用の許可、使用許可の取消し、特別の設備の設置許可及び入場の制限等に関すること。
- イ 利用料金の徴収・減免・還付等に関すること。
- ウ 施設等の維持管理に関すること。
- エ その他、センターの運営に関すること。

4 収支状況

単位：円

| 項 目 | 実施計画 (a) | 実績額 (b) | 比較増減 (b) - (a) |
|---------------|------------|------------|----------------|
| 利用料金収入 | 2,153,000 | 2,117,700 | △35,300 |
| 指定管理料 | 17,186,000 | 17,186,000 | 0 |
| 指定管理料(コロナ影響分) | 0 | △87,087 | △87,087 |
| 委託・提案事業収入 | 152,000 | 115,400 | △36,600 |
| その他収入 | 0 | 30,238 | 30,238 |
| 収入 計 | 19,491,000 | 19,362,251 | △128,749 |
| 人件費 | 11,021,000 | 11,119,248 | 98,248 |
| 消耗品費 | 289,000 | 158,362 | △130,638 |
| 燃料費 | 48,000 | 52,980 | 4,980 |
| 印刷製本費 | 0 | 0 | 0 |
| 光熱水費 | 3,384,000 | 2,513,095 | △870,905 |
| 修繕料 | 960,000 | 686,579 | △273,421 |
| 通信運搬費 | 202,000 | 194,997 | △7,003 |
| 広告料 | 0 | 0 | 0 |
| 手数料 | 6,000 | 4,180 | △1,820 |
| 保険料 | 56,000 | 35,180 | △20,820 |
| 委託料 | 1,875,000 | 1,835,132 | △39,868 |
| 賃借料 | 92,000 | 75,261 | △16,739 |
| その他 | 680,000 | 828,769 | 148,769 |
| 委託・提案事業費 | 874,000 | 944,011 | 70,011 |
| 一般管理費 | 4,000 | 0 | △4,000 |

| | | | |
|------|------------|------------|------------|
| 支出 計 | 19,491,000 | 18,447,794 | △1,043,206 |
| 収 支 | 0 | 914,457 | 914,457 |

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

●指定管理者【社会福祉法人徳寿会】

(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手続に基づいて行われないリスク

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

●所管所属【市民文化部市民生活課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

(3) 指定管理料の算定及び支出の手続におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査の結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

【社会福祉法人徳寿会】

(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

◆施設が、関係法令、条例等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されず、安全性が不十分となっていないか。具体的には、法定点検が適法に実施されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 足湯設備の保守点検、建築物・建築設備等定期点検、消防用設備等の点検といった法定点検、健康器具や遊具の保守点検、清掃、修繕が必要となった箇所への対応等を適宜実施し、協定書等で定められた義務の履行についても確実にしている。この点について、所管所属の実査やヒアリングにより確認を受けている。

意見

トイレの便座について、温便座の電源が切れていたところが三か所みられた。快適な施設を保つために適宜確認を行うこと。

(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定のに基づいて行われ ないリスク

- ◆利用料金を指定管理者が設定する場合、あらかじめ市の承認を得ているか。また、施設の使用許可、利用料金の収納や減免、還付等の手続が適正に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 利用料金額については、楠ふれあいセンター条例施行規則第10条第1項の規定に基づいて手続きを行い、あらかじめ市の承認を得ている。
施設の使用許可等についても、同規則に規定された手続を行っている。

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われ ないリスク

- ◆施設の管理に係る収支会計処理は、証拠書類を整えた上で適切に行われているか。指定管理業務に関する会計が、指定管理者の団体としての業務に関する会計とまとめて会計管理されたり、指定管理料が団体としての業務の経費と混同されたりしていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 施設管理業務に係る収支と、団体としての業務に関する収支は明確に分けられており、所管所属による内容の確認を受けている。

【市民文化部市民生活課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

- ◆ア 指定管理者の指定において、法、条例等に基づいた、適正・公正な指定が行われず、偏った視点で指定されたり、当該施設の目的やコンセプトに沿った管理運営を行うにあたり不適當な団体が指定されたりするリスクはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 指定管理者の指定の手続、指定管理業務の範囲等が条例に規定されており、これに基づき平成30年度に公募を行ったところ、応募は当該団体のみであった。指定管理者選定委員会のヒアリング、審査の結果、当該団体が適正に指定管理者に選定され、議会の議決を経て指定されている。

- ◆イ 応募にあたっての参入障壁がなく、公平に機会が与えられているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 指定管理者の募集に際して、市としては、行財政改革課作成のモデル募集要項記載

の基本的な条件を満たすことを求めているのみであり、特別な条件を付すことなく広く公募していることから、公平に機会は与えられていると考える。(応募団体1者)

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

- ◆指定管理者への指導監督は適正に行われているか。モニタリング評価は適切に行われているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 指定管理者から、月次報告書、年次報告書等を受理し、ヒアリングや協議も行った。適宜施設を訪問したりして、適切に業務の履行確認を行っている。月次報告書について、仕様書に規定された期日を過ぎて受理しているものがみられた。

施設の利用料金について、楠ふれあいセンター条例施行規則の規定に基づき適正に承認している。

モニタリング評価は、マニュアル及び実施手順書に基づき行っている。

指 摘

6月に実施された健康器具の点検にかかる費用の支払いが11月に行われているなど、不適切と思われる事務処理がなされている。不備のないすみやかな処理を行うとともに、こういった支出の時期や状況などについてもチェックすること。

(3) 指定管理料の算定及び支出の手続におけるリスク

- ◆指定管理料は、年度協定書、仕様書等に定める指定管理業務内容を実施する上で適正な金額を見積もって算定されているか。指定管理料の支出の手続は、年度協定書、仕様書等に規定されたとおり行われているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 指定管理料は、実績金額をもとに、必要な指定管理業務内容に見合うように算定している。

指定管理料の支出の際は、年度協定書、仕様書等で定めた手続をとっている。

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【社会福祉法人徳寿会】

意 見

① 利用者のアンケートについて【有効性の視点】

アンケートの回答者が少なく、実態がつかみにくい状況にある。ニーズを適切に反映させるため、アンケートのあり方、あるいはアンケート以外でも利用者の声を拾う方法について工夫、検討を行うこと。また、得られたニーズを他の公共施設の運営、管理にも役立てることができるよう、指定管理者から市に情報提供すること。

- ② 器具が使用不可の場合の表示方法について【住民福祉の向上の視点】
足湯の近くに設置されている血圧計について、新型コロナウイルス感染症予防のために使用不可としているのであれば、利用者の理解を得るため、その旨がわかるような表示をしておくこと。
- ③ 事務処理の適正化について【合規性の視点】
業務委託先相手方より受理した業務完了報告書に、あて先の記載漏れがみられる。受理した際にその都度確認すること。
- ④ 利用者増加のための取り組みについて【有効性の視点】
とても明るく、木づくりであたたかい雰囲気のある魅力的な施設であるので、より多くの市民に知ってもらえるよう、ホームページだけでなくSNSの活用など情報発信の方法を研究し、新型コロナウイルス感染症が終息した後には以前よりも利用者が増加するように取り組むこと。

【市民文化部市民生活課】

指 摘

協定書の内容について【合規性の視点】

年度協定書にて定められている、点検すべき健康器具の種類や台数など、協定書や仕様書の内容についてのチェック、見直しを徹底すること。

意 見

① 予約の受付について【公平性の視点、住民福祉の向上の視点】

利用者が市外在住か市内在住かによって貸館予約可能な期間が異なるが、住所地の確認方法など、マイナンバーカード活用も視野に入れながら、予約受付のシステム構築を検討すること。

② 備品管理について【住民福祉の向上の視点】

備品として2点の絵画を有しているが、1点は飾らずにしまっており、あわせて、ピアノなど他の貸与備品についても、管理のあり方を見直し、検討すること。

【社会福祉法人徳寿会・市民文化部市民生活課】

意 見

① 利用料金の支払方法について【効率性の視点、住民福祉の向上の視点】

利用料金の支払いが現金払いのみであるが、利便性の向上や業務効率化の観点から、キャッシュレスでの支払方法について検討すること。

② 施設のパンフレットとの乖離について【住民福祉の向上の視点】

ア 施設のパンフレットについて、施設設置当初に作成されたものが現在も使用され

ているので、健康器具の種類や設備の状況など、現状とは異なる内容の記載がある。パンフレットを見て期待して施設を訪れる利用者もいると思われるので、誤解を招かないような対処をすること。また、太陽光発電及び風力発電の設備がすでに機能していないとのことであるので、今後、その取扱いについて検討すること。

イ 子どもたちが遊ぶような遊具も、老朽化によりすでに撤去されているものがある。また、季節の影響もあるかもしれないが、枯草が多く寂しい印象を受けた。花を植えるなど、子どもたちも呼び込める環境づくりについても検討すること。